

平成 30 年度兵庫県理学療法士会研究助成金運用規定

1. 助成期間は平成 30 年度内とし、2 月末までに助成金を使用すること。
2. 助成金は適切に管理すること。専用の普通預金口座を開設し、利息を含めて全額を使用すること。助成期間終了後に残高が 0 となった通帳のコピーを提出する。通帳の宛名は代表者名とし、代表者が責任をもって管理する。
3. 終了後は報告書および証拠書類（領収書等）の提出を求める。領収書の宛名は必ず「兵庫県理学療法士会」とし、個人名や個人の所属名、上様等の記載の場合は受付られない。また、出納記録様式については、別途連絡する。
4. 助成金は消耗品および 10 万円以下の備品（消耗品扱い）、旅費交通費に使用できる。10 万円以上の物品や謝金・賃金として使用することはできない。
5. 研究成果を論文として発表することを義務とし、該当論文には本研究助成を受けた旨を記載し、論文別冊を事務局に提出すること。投稿先は当士会学術誌（理学療法兵庫）が望ましいが、他誌に投稿する場合は当士会学術誌に研究助成報告(研究の概要と成果に関する解説記事、1200～1600 字)を掲載することが必要となる。論文の発表期限は研究期間終了後 1 年以内とする。

以上